

Ⅲ第 80 号議案 市道路線認定及び廃止の件

第 80 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和元年 9 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号	
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)		その他
鹿の子 台南町 86号線	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 23 地 先	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 95 地 先	280.00	最大 10.00 最小 6.00		その 1
鹿の子 台南町 87号線	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 131 地 先	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 153 地 先	80.20	6.00		その 1
鹿の子 台南町 88号線	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 110 地 先	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 97 地 先	191.00	6.00		その 1
鹿の子 台南町 89号線	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 87 地 先	神戸市北区鹿 の子台南町 6 丁目 3 番 121 地 先	110.10	6.00		その 1
大町 4 号線	神戸市垂水区 大町 5 丁目 17 番 16 地先	神戸市垂水区 大町 5 丁目 17 番 10 地先	64.20	6.00		その 2
小 束 台 26号線	神戸市垂水区 小束台東 3 番 11 地先	神戸市垂水区 小束台東 3 番 11 地先	641.00	最大 9.70 最小 6.00		その 3
小 束 台 27号線	神戸市垂水区 小束台東 1 番 4 地先	神戸市垂水区 小束台東 2 番 1 地先	15.00	6.00		その 3
小 束 台 28号線	神戸市垂水区 小束台東 2 番 13 地先	神戸市垂水区 小束台東 3 番 1 地先	15.00	6.00		その 3
小 束 台 29号線	神戸市垂水区 小束台東 4 番 1 地先	神戸市垂水区 小束台東 5 番 12 地先	48.00	6.00		その 3
小 束 台 30号線	神戸市垂水区 小束台東 5 番 6 地先	神戸市垂水区 小束台東 6 番 28 地先	67.80	6.00		その 3

小東台 31号線	神戸市垂水区 小東台東6番 14地先	神戸市垂水区 小東台東7番 7地先	27.80	6.00		その3
小東台 32号線	神戸市垂水区 小東台東7番 1地先	神戸市垂水区 小東台東8番 28地先	167.00	6.00		その3
東垂水 138号線	神戸市垂水区 山手8丁目556 番1地先	神戸市垂水区 山手8丁目558 番19地先	53.10	最大 4.40 最小 4.00		その4
中大沢 14号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 鼓田3235番地 先	神戸市北区大 沢町中大沢字 鼓田3231番地 先	132.50	最大 13.50 最小 4.00		その5
中大沢 15号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 狐塚3193番地 先	神戸市北区大 沢町中大沢字 小切町北3154 番地先	411.70	最大 20.30 最小 4.80		その5
中大沢 16号線	神戸市北区大 沢町上大沢字 大新田990番地 先	神戸市北区大 沢町中大沢字 岡ノ向3130番 地先	209.50	最大 11.70 最小 4.30		その5
中大沢 17号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 宅原尾3140番 2地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 宅原尾3138番 地先	109.70	最大 6.30 最小 4.00		その5
中大沢 18号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 宅原尾1383番 地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 岡ノ向3122番 地先	125.00	最大 13.70 最小 5.20		その5
中大沢 21号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 杉釜池上3011 番地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 西ノ越2971番 地先	174.00	最大 17.80 最小 5.10		その5
中大沢 22号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 杉釜池上3012 番地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 権母ゲロ2992 番地先	58.10	最大 9.00 最小 8.90		その5
中大沢 23号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 坂之楚2963番 地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 梨シケ久保 2879番地先	199.20	最大 13.10 最小 5.40		その5
中大沢 24号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 梨シケ久保下 2915番地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 芦原173番1地 先	317.00	最大 19.10 最小 4.40		その5

中大沢 25号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 梨シケ久保下 2910番地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 坊ノ谷699番地 先	270.30	最大 16.00 最小 4.40		その5
中大沢 26号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 仲前784番地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 仲前2772番地 先	130.80	最大 10.90 最小 5.10		その5
中大沢 27号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 仲前783番1地 先	神戸市北区大 沢町中大沢字 西山ノ下2786 番地先	208.90	最大 16.40 最小 5.00		その5
中大沢 28号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 西山ノ下2062 番1地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 西山ノ下2799 番地先	114.20	最大 12.20 最小 4.50		その5
中大沢 29号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 漆シ原2743番 地先	神戸市北区大 沢町中大沢字 道古谷2728番 地先	186.50	最大 9.60 最小 4.30		その5
中大沢 30号線	神戸市北区大 沢町中大沢字 矢口3253番地 先	神戸市北区大 沢町中大沢字 矢口3250番地 先	33.80	最大 5.00 最小 4.50		その5
萩原28 号線	神戸市北区淡 河町木津字室 ノ下24番2地 先	神戸市北区淡 河町木津字室 ノ下804番地先	114.50	最大 10.60 最小 4.80		その6
萩原29 号線	神戸市北区淡 河町木津字室 ノ下817番地先	神戸市北区淡 河町木津字室 ノ下816番地先	71.80	最大 11.80 最小 5.20		その6
萩原30 号線	神戸市北区淡 河町萩原字状 ケ市1900番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字池 ノ尻1923番地 先	337.10	最大 11.90 最小 4.40		その6
萩原31 号線	神戸市北区淡 河町萩原字通 田1740番地先	神戸市北区淡 河町萩原字岩 町1822番地先	98.80	最大 9.10 最小 4.00		その6
萩原32 号線	神戸市北区淡 河町萩原字下 青木1834番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字通 田1745番地先	294.80	最大 11.00 最小 4.90		その6
萩原33 号線	神戸市北区淡 河町萩原字下 青木796番地先	神戸市北区淡 河町萩原字岩 町1811番地先	88.40	最大 6.60 最小 4.20		その6

萩原 34 号線	神戸市北区淡 河町萩原字上 青木1859番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字岩 町1804番地先	396.20	最大 19.90 最小 4.60		その6
萩原 35 号線	神戸市北区淡 河町萩原字越 前1715番地先	神戸市北区淡 河町萩原字西 別曾1782番地 先	675.60	最大 13.80 最小 4.30		その6
萩原 36 号線	神戸市北区淡 河町萩原字通 田1737番地先	神戸市北区淡 河町萩原字越 前1677番地先	79.70	最大 7.00 最小 4.60		その6
萩原 37 号線	神戸市北区淡 河町萩原字越 前737番1地先	神戸市北区淡 河町萩原字中 通1637番地先	309.00	最大 7.40 最小 4.20		その6
萩原 38 号線	神戸市北区淡 河町萩原字堂 ノ西1621番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字堂 ノ西1612番地 先	137.20	最大 5.50 最小 4.70		その6
萩原 39 号線	神戸市北区淡 河町萩原字堂 ノ西1632番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字堂 ノ西1600番地 先	140.10	最大 5.90 最小 4.60		その6
萩原 40 号線	神戸市北区淡 河町萩原字坊 ノ上1491番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字坊 ノ上509番地先	128.30	最大 9.00 最小 4.90		その6
萩原 41 号線	神戸市北区淡 河町萩原字坊 ノ上1492番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字坊 ノ上1499番地 先	110.50	最大 10.70 最小 4.70		その6
萩原 42 号線	神戸市北区淡 河町萩原字坊 ノ上1499番地 先	神戸市北区淡 河町淡河字歳 田2502番地先	285.80	最大 15.80 最小 4.90		その6
萩原 43 号線	神戸市北区淡 河町萩原字稻 荷1572番地先	神戸市北区淡 河町萩原字坊 ノ上537番地先	315.00	最大 11.50 最小 4.80		その6
萩原 44 号線	神戸市北区淡 河町萩原字堂 ノ西1578番地 先	神戸市北区淡 河町萩原字稻 荷635番地先	158.20	最大 6.40 最小 4.60		その6
萩原 45 号線	神戸市北区淡 河町萩原字稻 荷1562番地先	神戸市北区淡 河町萩原字山 崎1536番地先	191.60	最大 12.20 最小 5.50		その6

萩原46号線	神戸市北区淡河町萩原字山崎1527番地先	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西1593番1地先	676.60	最大 32.40 最小 4.40		その6
見津が丘27号線	神戸市西区見津が丘7丁目1番1地先	神戸市西区見津が丘6丁目10番2地先	937.10	最大 16.00 最小 15.90		その7
見津が丘28号線	神戸市西区見津が丘6丁目10番1地先	神戸市西区見津が丘6丁目1286番38地先	1479.20	最大 16.00 最小 15.90		その7
西戸田22号線	神戸市西区平野町常本字住吉元594番1地先	神戸市西区平野町常本字権願寺284番1地先	103.80	5.00		その8
西戸田23号線	神戸市西区平野町西戸田字住吉元594番7地先	神戸市西区平野町西戸田字住吉元594番23地先	104.70	5.00		その8
西戸田24号線	神戸市西区平野町常本字権願寺281番1地先	神戸市西区平野町常本字権願寺286番4地先	25.20	5.00		その8

2 廃止する市道路線

(1) (2)以外の廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照 番号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
道場里163号線	神戸市北区道場町平田字大上軍64番2地先	神戸市北区道場町塩田字大日3619番地先	149.50	1.90	その9
有野町合併第66号線	神戸市北区有野町有野字下ノ所3450番1地先	神戸市北区有野町有野字下ノ所3456番1地先	134.90	1.20	その10
有野里18号線	神戸市北区有野町有野字下ノ所3454番地先	神戸市北区有野町有野字下ノ所3449番2地先	9.40	1.20	その10
有野里414号線	神戸市北区有野町有野字下ノ所3449番2地先	神戸市北区有野町有野字戸崎3512番4地先	28.30	1.20	その10

有野町 合併第 236号線	神戸市北区有 野町有野字堀 越323番3地先	神戸市北区有 野町有野字松 尾崎3860番地 先	93.80	最大 2.00 最小 1.00	その11
有野里 373号線	神戸市北区有 野町有野字堀 越319番2地先	神戸市北区有 野町有野字堀 越426番1地先	13.30	2.80	その11
有野町 合併第 376号線	神戸市北区有 野町唐櫃字南 ノ上3215番地 先	神戸市北区有 野町唐櫃字南 ノ上3220番地 先	149.30	1.00	その12
有野町 合併第 378号線	神戸市北区有 野町唐櫃字六 月田4273番15 地先	神戸市北区有 野町唐櫃字南 ノ上3233番1 地先	85.90	1.00	その12
有野町 合併第 379号線	神戸市北区有 野町唐櫃字南 ノ上3224番4 地先	神戸市北区有 野町唐櫃字南 ノ上3224番4 地先	54.50	1.00	その12
有野里 298号線	神戸市北区有 野町唐櫃字ツ エンボフ4322 番3地先	神戸市北区有 野町唐櫃字南 ノ上3224番1 地先	101.80	最大 1.90 最小 1.00	その12
垂水里 248号線	神戸市垂水区 向陽3丁目693 番2地先	神戸市垂水区 名谷町字猿倉 301番285地先	49.10	0.90	その13
垂水里 514号線	神戸市垂水区 名谷町字入野 743番2地先	神戸市垂水区 名谷町字入野 747番2地先	19.90	2.80	その14
一里山 越線	神戸市北区八 多町吉尾字城 ノ越788番1地 先	神戸市北区八 多町吉尾字城 ノ越786番1地 先	50.60	最大 1.30 最小 1.00	その15
有野町 合併第 254号線	神戸市北区有 野町唐櫃字東 垣413番3地先	神戸市北区有 野町唐櫃字東 垣413番1地先	42.60	1.00	その16
有野町 合併第 424号線	神戸市北区有 野町唐櫃字東 垣416番地先	神戸市北区有 野町唐櫃字東 垣415番地先	44.00	1.00	その16
岩岡第 189号線	神戸市西区岩 岡町岩岡字中 島1268番4地 先	神戸市西区岩 岡町岩岡字中 島1268番4地 先	89.80	1.00	その17

岩岡里 138号線	神戸市西区岩 岡町岩岡字中 島1189番2地 先	神戸市西区岩 岡町岩岡字中 島1268番4地 先	50.20	1.00	その17
--------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-------	------	------

(2) 西神第3地区工業団地造成事業及び西神流通業務団地事業に伴い廃止する市道路線

西神第3地区工業団地造成事業の事業地のうち第8-2工区, 第9工区, 第11-2工区, 第12工区, 第13工区, 第14工区, 第15工区, 第16-1工区, 第16-2工区, 第16-4工区, 第17-1工区, 第17-2工区, 第17-3工区, 第17-5工区, 第18工区, 第19-1工区及び第21工区内の従前の市道路線並びに西神流通業務団地事業の事業地のうち第12工区, 第15工区, 第18工区, 第20工区, 第21工区及び第22工区内の従前市道路線。ただし, 西下木津線, 見津が丘環状線, 見津が丘24号線及び見津が丘25号線を除く。

(議案参照図その7)

理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により, 議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。